

広告付き警察情報案内板設置事業に係る仕様書

1 事業の名称

広告付き警察情報案内板設置事業

2 案内板の仕様

(1) 設置場所・台数・規格等

設置公所	設置場所・台数・規格	位置図
案件番号1 大仙市大曲日の出町一丁目1番30 大仙警察署	1階待合スペース ① 天吊り型案内板 1台 (幅1,200mm×高さ700mm×奥行300mm) ② 壁掛け型案内板 1台 (幅900mm×高さ670mm×奥行200mm)	別紙1
案件番号2 横手市安田字越廻71番地 横手警察署	1階待合スペース ① 壁掛け型案内板 1台 (幅1,200mm×高さ700mm×奥行300mm) ② 壁掛け型案内板 1台 (幅900mm×高さ700mm×奥行200mm)	別紙2

(2) 表示部機能及び掲出内容

ア 行政情報兼企業等広告表示部

モニターサイズは50インチ程度とし、各警察署が提供する各種広報、庁舎案内、各種手続案内等の行政情報及び広告を交互に表示させること。

イ 企業等広告表示部

LEDパネルとし、最大24社を固定表示させること。

(3) 共通仕様

ア 設置場所全体の雰囲気考慮した色合い、デザインとすること。

イ 省電力タイプとし、電源の投入・遮断が自動的に行われる機能のほか、手動でも容易に行えるものであること。

3 設置場所

大仙警察署庁舎、横手警察署庁舎1階待合スペース内とし、詳細は別紙1及び2「広告付き警察情報案内板設置場所」のとおりとする。

4 設置運用

(1) 案内板は、地震等の際の転倒・落下を防止するために十分な対策を講じること。

(2) 設置の日時や電気工事等の施工方法については、施設管理者と調整し、設置前に庁舎の電源設備を確認し、庁舎内で使用してる機器や照明器具等に影響を与えないようにすること。

(3) 電材ボックス等を別に設置する場合は、施設管理者と協議して決定すること。

(4) 掲出情報は1年に最低1回更新すること。また、各警察署の職員自らが掲出情報を修正できるよう、所要の機器等を提供すること。

(5) ユニバーサルデザインに配慮した掲出とすること。

- (6) 案内板の運用時間は、原則として、月曜日から金曜日（土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（12月29日から1月3日）を除く。）の午前8時から午後5時までとする。
- (7) 事業者は契約締結後、速やかに、保守管理に対応する責任者等の氏名、連絡先等を各警察署に対し報告すること。

5 その他

- (1) 案内板に以下の表示（案内板本体への表記又は掲出による方法）を行うこと。
 - ア 案内板が広告事業の一環として行っていることがわかること。
 - イ 広告の掲出に関する一切の責任が、事業者にあること。
 - ウ 案内板の掲出内容に関する問い合わせ先が、事業者であること。
- (2) その他契約書に記載されている事項を遵守すること。
- (3) 本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、警察本部と事業者が協議の上決定する。